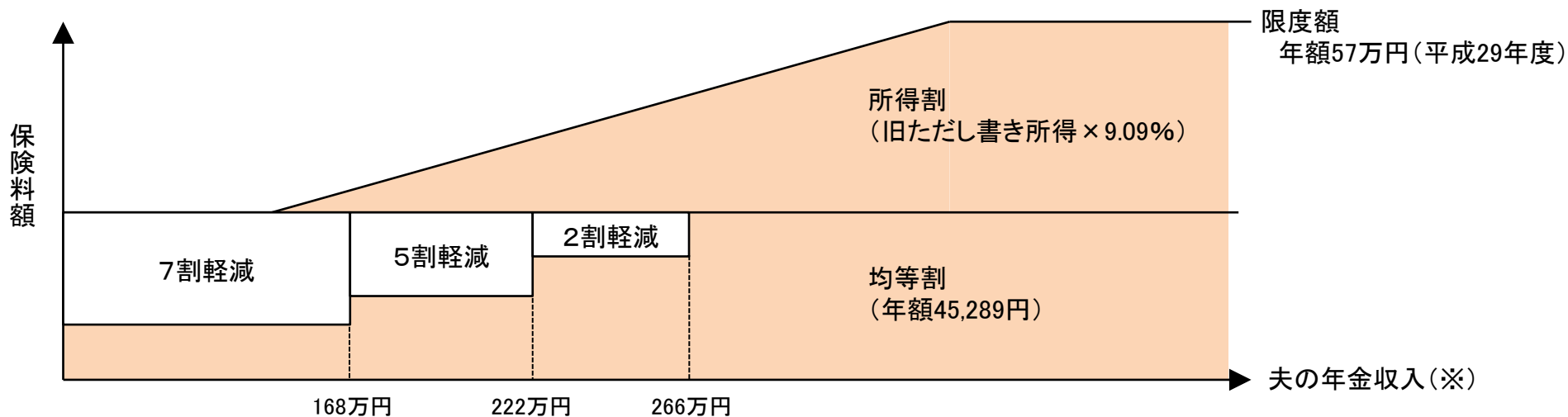


後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者が負担する保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課される(2年ごとに保険料率を改定)。
- 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。
※平成28・29年度全国平均保険料率 均等割 45,289円／所得割率 9.09%
- 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割／5割／2割を軽減する。
- 元被扶養者(※)については、75歳に到達後2年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を5割軽減している。また、②所得割は賦課されない。
※ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者(被用者の配偶者や親など)であった者



均等割の軽減割合	対象者の所得要件(平成29年度)	年金収入額の例	
		夫婦2人世帯(※)	単身世帯
7割軽減	33万円以下	168万円以下	168万円以下
5割軽減	33万円+27万円×(被保険者数) 以下	222万円以下	195万円以下
2割軽減	33万円+49万円×(被保険者数) 以下	266万円以下	217万円以下

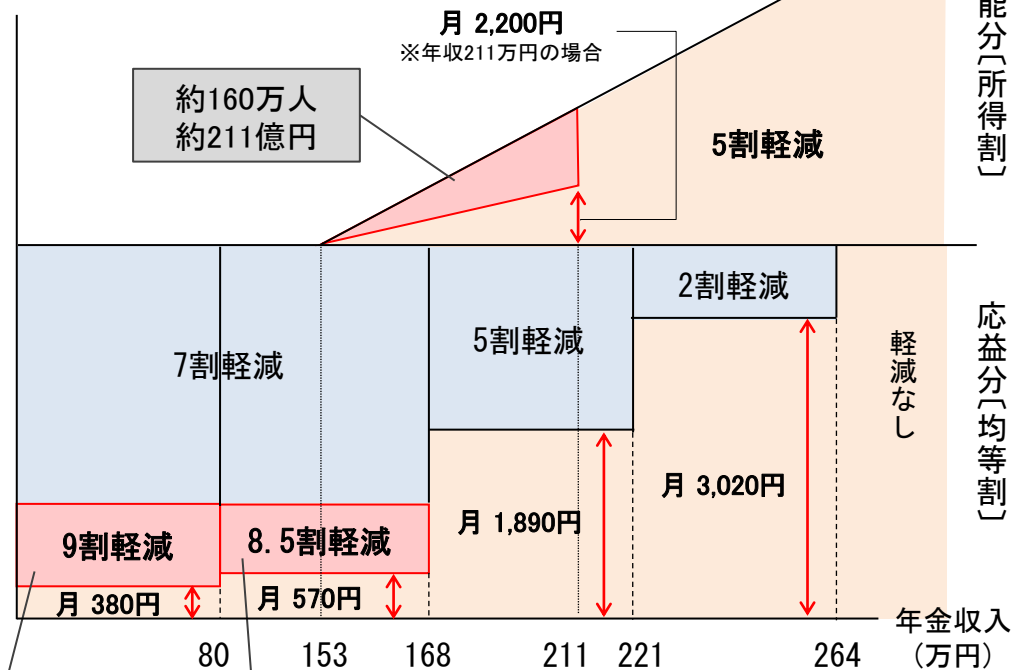
※ 夫婦2人世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。

後期高齢者医療の保険料軽減特例について

- 後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられている(青色部分)。
- 制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度以降毎年度、予算による特例措置を実施している(赤色部分)。
- 軽減特例の対象者は916万人、当該軽減に要する費用は、国費が945億円、地財措置が159億円。(平成28年度予算)

低所得者の軽減 [平成28年度]

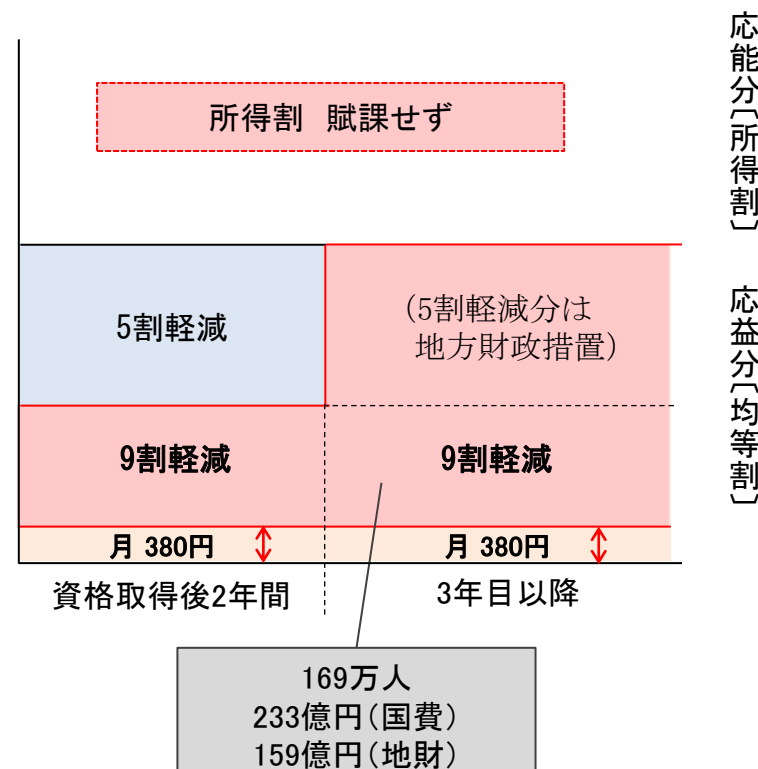
所要額 約712億円(国費)



元被扶養者の軽減 [平成28年度]

約233億円(国費)

約159億円(地財措置)



■ 法令上の軽減 ■ 特例的な軽減 ■ 現在の保険料額

※ 保険料額は、平成28・29年度全国平均保険料率により算出。 ※ 所要額及び対象者数は平成28年度予算ベース。